

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 ○ 特定水産資源について知事管理漁獲可能量を定めた件二件 一六〇
 ○ 特定水産資源について知事管理漁獲可能量を変更した件 一六一
 ○ 地積調査の成果について認証した件七件 一六二
 ○ 土地改良区の定款の変更を認可した件 一六三
 ○ 道路の区域を決定する件 一六四
 ○ 道路の区域を変更する件二件 一六五
 ○ 道路の供用を開始する件三件 一六六
 ○ 自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を指定する件 一六七
 ○ 水防警報を指定した件二件 一六八
 ○ 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件四件 一六九
 ○ 建築物に係る一団地の区域認定を取り消した件 一七〇
 ○ 一定の複数建築物に対する制限の特例を認定した件 一七一
- 落札者を決定した件 一七二
- 福島県教育委員会 一七三
- 福島県指定重要文化財として指定する件 一七四
- 福島県指定重要無形文化財の保持団体の認定を解除する件 一七五
- 福島県指定重要無形文化財の保持団体として認定する件 一七六

告 示

福島県告示第二百三十二号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和五管理年度（令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和五年三月二十八日

- 一 くろまぐろ（小型魚）
- 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ（小型魚） 漁業
- 2 配分する数量 十一・七トン
- 二 くろまぐろ（大型魚）
- 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ（大型魚） 漁業
- 2 配分する数量 一・〇トン

（水産課）

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第二百三十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、するめいかに関する令和五管理年度（令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。
 令和五年三月二十八日

- 1 知事管理区分 福島県するめいか漁業 福島県知事 内堀雅雄
- 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量（水産課）

福島県告示第二百三十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和四管理年度（令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。
 令和五年三月二十八日

- 一 くろまぐろ（小型魚） 福島県知事 内堀雅雄
- 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ（小型魚） 漁業
- 2 配分する数量 十三・五トン
- 二 くろまぐろ（大型魚）
- 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ（大型魚） 漁業
- 2 配分する数量 一・八トン

（水産課）

福島県告示第二百三十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
 令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
郡山市
- 二 成果の名称
郡山市安積町笹川の一部の地籍図及び地籍簿（笹川第4地区）

（農村計画課）

福島県告示第二百三十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
郡山市
- 二 成果の名称
郡山市熱海町石筵の一部の地籍図及び地籍簿（石筵第4地区）

（農村計画課）

福島県告示第二百三十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
福島市
- 二 成果の名称
福島市大波の一部の地籍図及び地籍簿（大波第15地区）

（農村計画課）

福島県告示第二百三十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
福島市
- 二 成果の名称
福島市大波の一部の地籍図及び地籍簿（大波第16地区）

（農村計画課）

- 一 調査を行った者の名称
郡山市
- 二 成果の名称
郡山市熱海町石筵の一部の地籍図及び地籍簿（石筵第5地区）

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第二百三十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第二百四十号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
郡山市
- 二 成果の名称
郡山市熱海町石筵の一部の地籍図及び地籍簿（石筵第6地区）

（農村計画課）

福島県告示第二百四十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
郡山市
- 二 成果の名称
郡山市熱海町石筵の一部の地籍図及び地籍簿（石筵第7地区）

（農村計画課）

福島県告示第二百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、会津東部土地改良区から令和五年三月十日付けで申請のあった定款の変更について、令和五年三月二十日認可した。
令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように決定する。その関係図面は、福島県土木部道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

路線名	区 間	敷地の幅員	延 長	備 考
県道会津若松熱塩温泉自転車道線	喜多方市松山町鳥見山字上川原五五八五番五地先から同 市熱塩加納町山田字赤崎二五九番地先まで	三・〇〇 一九・五	一、一六五・五	

（道路計画課）

福島県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の敷地の幅員	変更後の敷地の幅員	延 長
県道喜多方河東線	喜多方市熊倉町字熊倉八〇一第一地先から同 市熊倉町字寺内一二九番地先まで	（メートル） 一〇・三〇 二九・四	（メートル） 一〇・三〇 二九・四	六八七・二 六八七・二

（道路計画課）

福島県告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の敷地の幅員	変更後の敷地の幅員	延 長
県道喜多方河東線	耶麻郡磐梯町大字赤枝字雁ヶ峠三六番地先から同 郡同 町大字赤枝字雁ヶ峠二五番地先まで	（メートル） 一三・八〇 二六・〇	（メートル） 一三・八〇 二六・〇	二二七・〇 二二七・〇

（道路計画課）

福島県告示第百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区 間	供用開始の期日
県道喜多方河東線	喜多方市熊倉町字熊倉八〇一第一地先から同 市熊倉町都字上川原四七番地先まで 喜多方市熊倉町都字中代乙一一八番七一地先から同 市熊倉町字寺内一二九番地先まで	令和五年三月二十八日

（道路計画課）

福島県告示第二百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道喜多方河東線	耶麻郡警梯町大字赤枝字雁ヶ峠三六番地先から 同 郡同 町大字赤枝字雁ヶ峠二五番地先まで	令和五年三月二十九日

(道路計画課)

福島県告示第二百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道会津若松熱塩温 泉自転車道線	喜多方市松山町鳥見山字上川原五五八五番五地先から 同 市熱塩加納町山田字赤崎二五九番地先まで	令和五年三月二十九日

(道路計画課)

福島県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、県道について専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のように指定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月二十八日

令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	指 定 区 間	指 定 年 月 日
県道会津若松熱塩 温泉自転車道線	喜多方市松山町鳥見山字上川原五五八五番五地先から 同 市熱塩加納町山田字赤崎二五九番地先まで	令和五年三月二十九日

(道路計画課)

福島県告示第二百五十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十六条第一項の規定により、水防警報を発する河川として、次の河川を指定する。
令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

河川名	区 域
日橋川	左岸 会津若松市河東町広野地先（大谷川合流点）から会津若松市河東町福島染前地先（堂島橋）まで 右岸 耶麻郡警梯町赤枝地先（大谷川合流点）から喜多方市塩川町金橋磯ノ宮橋地先（堂島橋）まで

(河川整備課)

福島県告示第二百五十一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十六条第一項の規定により、水防警報を発する河川として、次の河川を指定する。
令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

河川名	区 域
隈戸川	左岸 白河市大信隈戸字上小屋前（時ノ沢橋）から白河市と西白河郡矢吹町との市町界まで 右岸 白河市大信隈戸字蛇作（時ノ沢橋）から白河市と西白河郡矢吹町との市町界まで

堀川	左岸 西白河郡西郷村大字小田倉字倉田土ケ入から西白河郡西郷村大字真船字芝原まで 右岸 西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原から西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原まで
谷津田川	左岸 西白河郡西郷村大字小田倉字原中から西白河郡西郷村大字小田倉字上野原まで 右岸 西白河郡西郷村大字小田倉字狼山合から西白河郡西郷村大字小田倉字上野原まで

(河川整備課)

福島県告示第二百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 浪江町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 浪江都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 三 事業認可の年月日 令和四年二月二十五日
- 四 事業施行期間 令和四年二月二十五日から令和九年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第二百五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 湯川村
- 二 都市計画事業の種類及び名称 会津坂下都市計画下水道事業(湯川村特定環境保全公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 平成八年七月十二日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成八年七月十二日から平成三十二年三月三十一日まで (変更後) 平成八年七月十二日から令和十年三月三十一日まで (変更後) 平成八年七月十二日から令和十年三月三十一日まで (までの期間を除く。)

成二十八年四月一日から平成三十年三月二十九日まで及び令和二年四月一日から令和五年三月二十七日までの期間を除く。)

(下水道課)

福島県告示第二百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 西郷村
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県南都市計画下水道事業(西郷村公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和六十二年九月二十九日
- 四 事業施行期間 (変更前) 昭和六十二年九月二十九日から平成三十五年三月三十一日まで (変更後) 昭和六十二年九月二十九日から令和十年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第二百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 南会津町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 南会津都市計画下水道事業(南会津町公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 平成四年十一月二十四日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成四年十一月二十四日から平成三十五年三月三十一日まで (変更後) 平成四年十一月二十四日から令和十年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の五第二項の規定により、次のとおり認定を取り消した。

令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 認定年月日及び認定番号

平成十六年七月十二日 福島県指令南建第八千六百一号

二 認定を取り消した一団地の区域

白河市八竜神三十番及び三十番十二

三 認定取消年月日

令和五年二月二十日

（建築指導課）

福島県告示第百五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により、一定の複数建築物に対する制限の特例について、次のとおり認定した。この認定に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

福島県南建設事務所長 高萩 俊

一 認定に係る対象区域

白河市八竜神三十番

二 縦覧場所

白河市昭和町二百六十九番地

福島県南建設事務所建築住宅部

（建築住宅部）

公 告

公告第63号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年3月28日

福島県知事 内堀雅雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量
コピー用紙A4（2,500枚入） 予定数量30,000箱
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日
令和5年3月14日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社小名浜包装資材 福島県いわき市小名浜林城字榎町8番1
- 落札金額
1箱あたり1,699円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年1月31日

（入札用度課）

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第一号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第四条第一項の規定により、福島県指定重要文化財として、次のとおり指定する。

令和五年三月二十八日

福島県教育委員会

一 絵画の部

名 称	員 数	所 在 の 場 所	所 有 者
紙本墨画淡彩瀟湘八景 図帖雪村周継筆	一帖	会津若松市城東町一番二五号 福島立博物館	福島県

二 彫刻の部

名 称	員 数	所 在 の 場 所	所 有 者
木造千手観音菩薩立像	一躯	石川郡石川町大字谷地字竹ノ花三 四二	宗教法人 蓮寺 乗

（文化財課）

福島県教育委員会告示第二号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第十五条第二項の規定により、次の福島県指定重要無形文化財の保持団体の認定を令和五年三月二十八日解除する。

令和五年三月二十八日

福島県教育委員会

文化財の名称	保持団体の名称	保 持 団 体 の 所 在 地
上川崎和紙	上川崎和紙生産保存 会	二本松市上川崎字佛谷五三番地

（文化財課）

福島県教育委員会告示第三号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第十四条第三項の規定により、福島県指定重要無形文化財の保持団体として、次のとおり認定する。

令和五年三月二十八日

福島県教育委員会

文化財の名称	保持団体の名称	保 持 団 体 の 所 在 地
上川崎和紙	上川崎和紙保存会	二本松市下川崎字上平三三番地一

（文化財課）